

まとめ

本事例集では、学校の労働安全衛生管理体制の整備と運用、メンタルヘルス対策で創意工夫をしている3自治体の取り組みと2校の衛生委員会活動を紹介しています。これら事例から他自治体・学校が参考にできるとされるいくつかの示唆と留意点を整理しておきます。

1. 学校の労働安全衛生管理体制の構築は事業者(教育委員会)の責務

学校における安全衛生活動と教職員のメンタルヘルス対策は、学校の活気と教育活動の質の向上に直結します。近年、メンタルヘルス不調そのものに対する対応・対策に主眼を置くのではなく、労働者が生き生きと働ける職場づくりが、やりがいと誇りを増進し組織を活性化させ生産性も向上するという「ポジティブ・メンタルヘルス」の考え方が重要視されるようになってきました¹。その意味でも、今日、経営者・管理職が、労働者が心身共に健康で安全な働きやすい職場環境づくりを経営上の最重要方針にする旨を宣明し実践していくことは重要です。

学校においてもその点は同じです。公立学校教職員の服務監督権者である都道府県・市町村の教育委員会は、学校の労働安全衛生管理体制の整備と教職員の安全配慮義務を負う事業者であることを強く自覚し、教職員の安全・健康を守ることを宣明しその取り組みを進めていく必要があります。ただし、教職員の安全衛生管理規程を未だ定めていない市町村数が893(50.8%)と全体の5割を超えています(文科省「令和3年度 公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査」令和3年5月1日時点)、教職員数50人未満の小中学校の安全衛生管理体制の整備率は全体的に低い水準に留まっているなど、都道府県に比べ市町村における学校の労働安全衛生管理体制の構築が遅れています。

そうした全国的状況に照らして考えるとき、大分県における県・市町村が一体的に進めている取り組みは参考になります。県市町村立学校教職員安全衛生連絡協議会を設け、県・市町村の教育委員会が情報共有を図りながら毎年度のPDCAサイクルを回して県内市町村の労働安全衛生管理体制の整備や取り組みの底上げを図っています。また、そうした取り組みは、県と市町村の関係だけでなく、市町村教育委員会と所管学校などとの関係でも必要です。川崎市では市全体で「学校教職員安全衛生委員会」(年6回開催)、川口市では市教育委員会に「学校教職員衛生委員会」(年3回程度開催)を設け、学校の取り組み状況を共有しながら市教育委員会が指導・支援を進めています。学校の安全衛生管理と教職員のメンタルヘルスの取り組みを学校などに丸投げしないで都道府県・市町村教育委員会が事業者の責務として体制づくりを図ることが重要です。

2. メンタルヘルスケアの取り組みと仕組みづくり

労働者のメンタルヘルスケアを促進するために、国は安衛法などで「心の健康づくり計画」を策定することを企業などに義務付けています。教育委員会では策定している例も多いのですが、学校レベルとなるとほとんど策定されていないのが実情です。教育委員会は、策定した「心の健康づくり計画」の内容をパンフレットや通知などで学校・教職員に伝えメンタルヘルスに対する意識を日常的に促していくことが大切です。

厚生労働省「労働者の心の健康の保持増進に関する指針」²では、メンタルヘルスケアは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」という4つのケアが継続的かつ計画的に相互に連携しながら行われることが重要であるとしています。

しかし、学校は、分散事業場であるため健康管理スタッフの目が届きにくく、産業保健管理を一元的に実施することが容易ではないなどの事情もあり、民間などと比較して産業医などの専門家が係る産業保健活動の実施状況が低いと指摘されています³。また、「ラインによるケア」の責任者である校長などの管理職は、労働安全衛生やメンタルヘルスの専門的知見を有していないため教職員個々の勤務・健康状況を把握し必要で適切な対応を取ることは難しく、管理職が一人で抱え込まないようにする必要があります。そのためにも、管理職と教職員が必要な時に相談しやすく指導・助言を受けることのできる学校内外の産業保健スタッフとつながりやすい仕組みを整備・構築しておくことは重要です。場合によっては管理職を経由しなくても、教職員が、直接産業保健スタッフにアクセスできる仕組みを整えておくことも大切です。

川崎市における健康推進室所属の専門職員の学校巡回相談や産業医の職場巡視、川口市における学校教職員メンタルヘルスカウンセラーの配置・活用などは、産業保健スタッフと校長・教職員の接点を確保し校長・教職員が産業保健スタッフにアクセスしやすくしている仕組みとして参考になります。また、川口市では、学校に対して、年3回程度、産業医を活用した安全衛生事業の計画を立て実施することを求めています。市内各学校ではそうした指導の下に、産業医を活用して、職場環境・衛生状態などの点検(巡回指導)および指導・助言、健康相談・健康教育(講演会、研修、学校保健委員会などにおける講師など)、有所見者への個別指導・助言、所属長への助言などの取り組みを実施しているとのこと。産業医の選任や巡視などはあるが産業医の活用

方法が分からないという声を聞くこともあります。川口市のような取り組みは参考になるのではないのでしょうか。

3. 衛生委員会などの活動について

安衛法では、労働者の安全・健康を守るため、事業場での安全衛生委員会の設置と活動を重視しています。ただし、全国的な調査などからは、公立学校における衛生委員会やそれに類する組織(以下「衛生委員会など」という。)の設置、運営で苦勞されている様子が伺えます。多忙などを理由に衛生委員会などを設置していてもほとんど開催されていない、年に1～2回程の開催、あるいは校務分掌の他委員会(例えば、教務委員会など)の最後に衛生委員会などの議題を取り上げ短時間で済ませているなどという実態も見られ、形骸化しているのではないかという指摘もあります(なお、月1回の開催を確保する理由などで他の委員会・会議と組み合わせて開催することは工夫の一つとして否定するものではありません)。

〈管理職の重要な役割と安全衛生担当者の計画的な配置・育成〉

川口市・十二月田小学校と奄美市・金久中学校の衛生委員会の取り組みからは、安全衛生・健康管理に対する深い認識を有する校長と衛生推進者の役割が大きいことが分かります。

近年、働き方改革を背景に、管理職研修で安全衛生・健康管理のテーマが扱われたり人事評価項目にも関連項目が入れられるようになってきていますが、未だ十分とは言えない状況です。学校管理職が安全衛生・健康管理に対する認識を深め実際の学校経営に活かすことができるよう管理職の養成、選考、研修、評価の各段階で計画的系統的な工夫が求められます。

また、衛生管理者・衛生推進者の選任では、多忙であることや手不足などの問題もあり、特に小規模校では教頭が「あて職」として担当する例が多くあります。衛生管理者や衛生推進者の資格は、学歴・経験の他に資格試験に合格するか講習修了で取得できます。衛生管理者は、保健・体育の免許か養護教諭資格を有していれば良いことになっており、衛生推進者にもなれます。そのため、多くの学校で衛生管理者や衛生推進者に教頭以外に、養護教諭や保健・体育教諭が選任される傾向にあります。ただし、そうした教諭の兼務は当該教諭の多忙化や負担過重を強いることもあり、可能な限り衛生管理者や衛生推進者の有資格者を計画的に増やしていくことが大切です。諸事情でやむを得ず兼務する場合には、当該教諭の負担軽減などに配慮をすることが大切になります。特に小規模校の多い小中学校では選任が必要な衛生推進者については、都道府県労働局長の登録を受けたものが行う講習(近年ではWEB講習も増えています)を修了することで資格が得られますので、教育委員会は計画的に教職員を公費派遣し有資格者の確保・育成を考えてはどうでしょうか。

〈衛生委員会等の運営の工夫〉

川口市・十二月田小学校の衛生推進委員会のメンバー構成と運営などは、衛生委員会はこうあるべきという固定概念を変えるものです。構成メンバーに管理職を入れず、また、衛生推進者以外のメンバーは固定せず各学年で参加できる学級担任1名が交代で学年代表として出席することにしています。調査審議する事項も、安全・衛生に限らず働きやすい職場の実現に関りがあれば様々な意見・要望を自由に出せる場としています。

衛生委員会などは、安全・衛生に関して調査審議する機関だと言われても、何をしてよいかかわからないという声も聞かれます。安衛法などでは、調査審議の事項として、労働者の健康被害防止、健康の保持増進、安全衛生教育などが規定されています。それ以外に、季節(インフルエンザ予防など)や年間行事予定(定期健康診断、ストレスチェックなど)に合わせて月毎の議題を設定したり、職場の問題などの洗い出しや要望などを集約するため職場アンケート調査などを定期的を実施して調査結果を話し合ったりという工夫をしている自治体・学校もあります。調査審議というと何か難しいように感じますが、長野県教育委員会「労働安全衛生管理体制 サポートガイド」(令和5年2月)^{iv}では、啓発(安全や健康に関する話題提供)⇔報告(自校の状況について資料や各種調査結果を報告)⇔審議(報告に基づく自校での課題の整理と対策)というサイクルで年間各月のテーマを考え衛生委員会等を運営するよう提案をしています。

衛生委員会などは、安衛法が安全・衛生に係る「自主的活動の促進」(同法1条)を図るために重視している組織ですので、学校にしっかり定着していくよう関係者の取り組みに期待したいと思います。

引用文献・資料

- i 川上憲人(2021)「基礎からはじめる職場のメンタルヘルス」改訂版 大修館書店
- ii 厚生労働省(2020)「職場における心の健康づくり～労働者の心の健康の保持増進のための指針～」
- iii 山本健也・他(2020)「学校教員のストレスマネジメントプログラムおよびその支援体制に関する研究」(日本学術振興会科研費助成事業・研究成果報告書)
- iv 長野県教育委員会(2023)「自分の心(ココロ)と体(カラダ)を大切にする「コ・コ・カラ」 労働安全衛生管理体制サポートガイド」

(公立学校職場における安全衛生管理体制に関する研究チーム 主査 小川 正人)